

改正後	現 行
<p><u>A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</u></p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第13の15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。 (削る)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p>	<p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の㉒の規定を準用する。</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の㉒の規定を準用する。</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の3の社会生活支援特別加算については、3の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p><u>⑲ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第13の17の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p>

改正後	現 行
<p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</u></p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)については、工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」</u></p>	<p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p><u>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</u></p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)については指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く)。</u></p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉</p>	<p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉</p>

改正後	現行
<p>法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p><u>エ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）における</u>前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。</p>	<p>法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p><u>また、</u>前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。</p> <p>（ア） 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</p> <p>ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外 ・ 月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外 ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外 ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用して、いる者については、工賃支払対象者の総数から除外

改正後	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外 (例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。) (イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。 ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃 ・ 月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃 ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃 ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃

改正後	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃 <p>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。</p> <p>ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <p>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・ 激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減

改正後	現 行
<p><u>(二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について</u></p> <p><u>就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあつては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ））は除く）。</u></p>	<p>少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</u></p> <p>報酬告示第14の1の注<u>6</u>の2については、<u>就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。</u>年度途中で指定された事業所については、<u>初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してから6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(四) 令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について</u></p> <p><u>令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</u></p> <p><u>ア 平成30年度</u></p>	<p>(二) <u>指定を受けた日から1年間</u>の就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第14の1の注<u>4</u>の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において<u>指定を受けた日から1年間</u>は、平均工賃月額が<u>5,000円以上10,000円未満の場合として</u>、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、<u>当該年度及び翌年度の1年間は、5,000円以上10,000円未満の場合として</u>、基本報酬を算定する。</p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、5,000円以上10,000円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、5,000円以上10,000円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p>ただし、<u>新規に指定を受けた日</u>から6月以上1年未満の間は、<u>指定を受けた日</u>から6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>イ 令和元年度</u> <u>ウ 令和2年度</u></p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p><u>(一) 報酬告示第13の3のイの就労移行支援体制加算(Ⅰ)及びロの就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第13の3のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下</u></p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて <u>報酬告示第14の3の就労移行支援体制加算については、3の(4)の③の規定を準用する。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u></p> <p><u>(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</u></p> <p><u>(四) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和2年10月1日に就職した者は、令和3年3月31日に6月に達した者となる。</u></p> <p><u>⑤ 就労移行連携加算について</u> 報酬告示第14の3の2の就労移行連携加算については、3の(4)の④の規定を準用する。</p> <p><u>⑥ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の5の訪問支援特別加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p><u>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の6の利用者負担上限額管理加算については、2の</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑤ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の5の訪問支援特別加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p><u>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の6の利用者負担上限額管理加算については、2の</p>

改正後	現行
<p>(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の7の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p><u>⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて</u> <u>(一) 報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。</u> <u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。</u> <u>イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。</u> <u>(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者</u> <u>(以下この⑪において「障害者等」という。)</u> <u>(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者</u> <u>ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われて</u></p>	<p>(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の7の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>いること。</u></p> <p><u>(二) 研修の要件</u></p> <p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p><u>(三) 障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」</u></p>	

改正後	現行
<p><u>については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。</u></p> <p><u>ア 身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p><u>イ 知的障害者</u> <u>(ア) 療育手帳</u> <u>(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p><u>ウ 精神障害者</u> <u>以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</u></p> <p><u>(ア) 精神障害者保健福祉手帳</u> <u>(イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</u> <u>(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u> <u>(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</u> <u>(オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等</u></p> <p><u>エ 難病等対象者</u> <u>医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下</u></p>	

改正後	現行
<p><u>通知等</u></p> <p><u>オ その他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p><u>(四) 配置する従業者の職種等</u></p> <p><u>ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。</u></p> <p><u>ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。</u></p> <p><u>(五) ピアサポーターとしての支援について</u></p> <p><u>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動とともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。</u></p> <p><u>(六) 届出等</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u></p> <p><u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u></p> <p>⑫ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第14の9の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の10の医療連携体制加算については、2の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。<u>この場合において、2の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(I)から(VIII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(I)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>⑭ 地域協働加算について <u>報酬告示第14の11の地域協働加算については、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組(生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	<p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第14の9の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の10の医療連携体制加算については、2の(7)の⑮の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑫ 施設外就労加算の取扱いについて <u>報酬告示第14の11の施設外就労加算については、3の(4)の⑩の規定を準用する。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(一) 加算の対象となる地域の範囲について</u></p> <p><u>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(二) 取組の内容について</u></p> <p><u>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりがや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。</u></p> <p><u>(適切な取組の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 地域で開催されるイベントへの出店</u> <u>・ 農福連携による施設外での生産活動</u> <u>・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務</u> <u>・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営</u> <u>・ 高齢者世帯への配食サービス</u> <u>・ 上記活動に係る営業活動等</u> <p><u>(不適切な取組の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 生産活動収入が発生しない地域活動等</u> <u>・ レクリエーションを目的とした活動</u> 	

改正後	現行
<p><u>・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動</u></p> <p><u>(三) 公表について</u></p> <p><u>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</u></p> <p><u>公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・市町村等が発行する情報誌への掲載</u> <u>・当該就労継続支援B型事業所等及び関係機関等での掲示</u> <p><u>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であること</u></p> <p>⑮ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の12の重度者支援体制加算については、3の(4)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑯ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて</p>	<p>⑬ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の12の重度者支援体制加算については、3の(4)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑭ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて</p>

改正後	現行
<p>報酬告示第14の13の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) <u>及び就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を6で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑰ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第14の14の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑱ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑲ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑳ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑪の規定を準用する。</p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員 <u>等特定</u> 処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第14の17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員 <u>等特定</u> 処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>報酬告示第14の13の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を6で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第14の14の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑪の規定を準用する。</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善 <u>特別</u> 加算の取扱いについて 報酬告示第14の17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善 <u>特別</u> 加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉑ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p>

改正後	現 行
<p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一) 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業</p>	<p style="text-align: center;"><u>報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の②の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月30日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一) 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び</p>